

# ○広島修道大学大学院法務研修生細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則第56条の2に基づき、法務研修生の取り扱いについて必要な事項を定める。

(資格・責務)

第2条 法務博士の学位を取得した者は、法務研修生となることができる。

2 法学部長は、法務研修生に対して指導教員を定めるものとする。

3 法務研修生は、指導教員の指導の下で研修に努めなければならない。

(在籍期限・期間)

第3条 法務研修生は、法務博士の学位取得後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において、許可を受けて在籍することができる。

2 法務研修生の登録期間は、4月1日から9月25日まで(前期)、又は、9月26日から3月末日まで(後期)とする。

(出願手続)

第4条 法務研修生を志願する者は、法務研究科所定の法務研修生願を、所定の期日までに提出しなければならない。

2 継続更新を希望する者は、継続願を提出しなければならない。

(選考)

第5条 法務研修生志願者については、広島修道大学の教育研究に支障のない範囲において、法学部教授会で選考のうえ学長が、法務研修生としてこれを許可する。

2 前項により許可された者は、所定の期日までに所定の諸納付金を納入しなければならない。

(施設の利用)

第6条 法務研修生は、指定された自習室等を利用することができる。

(事務担当)

第7条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は2009年4月1日から施行する。なお、2008年3月31日以前に修了した者については、第3条の規定にかかわらず、在籍期間を2009年4月1日から3年を経過するまでの期間とする。

2 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。

3 この細則は、第2条及び第3条を2012年1月5日に改正し、2012年4月1日から施行する。なお、2008年3月31日以前に修了した者については、附則1にかかわらず改正後の本細則を適用する。

4 この細則は、2015年9月3日に第7条を改正し、2015年10月1日から施行する。

5 この細則は、2017年4月5日に、題名、第2条、第3条、第5条、第6条及び第8条を改正し、2017年4月1日に遡って施行する。